

【法務局からのお知らせ】

相続登記はお済みですか？

山林などの不動産の所有者が亡くなったときは、法務局に相続登記の申請をしましょう。

相続登記をしないままに放置すると、後々、相続人の探索に時間が掛かったり、相続人を探しても見つからず、所有者が誰なのか分からない土地が発生することになり、防災対策や災害復興に向けた公共事業の円滑な実施の妨げになるなど、大きな社会問題につながります。

また、所有者が分からないと、その土地の維持・管理がされなくなるため、荒れ地の増加や山林の荒廃が進むなど、景観及び環境が悪化することはもちろんのこと、防災上及び防犯上の大きな問題が生じるおそれがあります。

このように、相続登記をしないで放置することは、子や孫などの次の世代にトラブルの種を残すこととなります。山林などの不動産を相続したときは、相続登記をしましょう。

相続登記の手続は司法書士に依頼することができます。司法書士への依頼については三重県司法書士会(電話 059-224-5171)へお問い合わせください。

相続手続には「法定相続情報証明制度」が便利です！

不動産の相続登記、銀行預金の払戻し、相続税の申告など、各種相続手続には法務局で取り扱っている「法定相続情報証明制度」が便利です。

戸籍謄本や住民票を1通にまとめられます！

各種の相続手続には、それぞれの手続先に対して、戸籍謄本や住民票を何通も提出する必要がありますが、法定相続情報証明制度を利用すれば、戸籍謄本や住民票を1通の証明書にまとめることができます。

必要な個人情報だけを提出できます！

戸籍謄本には様々な個人情報が記載されていますが、相続手続きに必要な情報はそのうちの一部だけです。法定相続情報証明制度では、相続手続きに必要な情報のみを証明書（法定相続情報一覧図の写し）に記載します。

複数の機関で同時に手続きができます！

複数の機関において相続手続きが必要な場合、提出先ごとに戸籍謄本等を提出する必要がありますが、手続きが完了するまでは、戸籍謄本等が返却されないことがあるため、この場合、1つの手続きが完了しないと、次の手続きを進めることができません。法定相続情報証明制度では、必要な手続きの数だけ証明書（法定相続情報一覧図の写し）を請求することができますので、複数の手続きを同時に進めることができます。

手続きに掛かる時間を短縮できます！

相続手続きが必要な機関に戸籍謄本等を提出した場合、提出先の機関では、戸籍に記載されている内容を全て調査する必要がありますが、法定相続情報証明制度を利用すれば、相続手続きに必要な情報のみが1通の証明書（法定相続情報一覧図の写し）にまとめて表示されていますので、提出先の機関での調査時間が短くなるため、手続きが早く終わります。

必要な通数を無料で取得できます！

このように便利な法定相続情報証明制度は、手数料が無料であり、かつ、必要な通数分を取得することができます。各種の相続手続きには、法定相続情報証明制度を是非ご利用ください。

法定相続情報証明制度のご利用は、[法務局のホームページ](#)をご覧ください。